

スポーツ政策調査研究事業
(スポーツ・健康まちづくりに関する調査研究)

仕 様 書

令和3年8月20日
ス ポ ー ツ 庁
参事官（地域振興担当）

1 委託事業名

スポーツ政策調査研究事業（スポーツ・健康まちづくりに関する調査研究）

2 事業の目的

東京2020大会等を契機としてスポーツを巡る機運が高まる中、令和元年12月に閣議決定された「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、スポーツ・健康まちづくりという項目が新たに創設され、この機運の高まりを大会終了までの一過性のものとせず、スポーツ・レガシーとして、スポーツの力を活用した地域の諸課題の解決のための継続的な取組、すなわち「スポーツ・健康まちづくり」という形で、各地域で将来へ残していくことが求められている。

このため、本事業では、スポーツ庁をはじめとした関係省庁の施策検討や、今後「スポーツ・健康まちづくり」に取り組もうとする地域の基礎資料として活用するため、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体（以下「モデル自治体」という。）を選定した上で、モデル自治体における基礎的データの収集、事例調査による現状把握、分析・考察を含めた取りまとめ及び発信等を実施する。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r1-12-20-senryaku.pdf>

（前略）2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を一過性のイベントとして終わらせず、各地域が特色ある「スポーツ・レガシー」の構築を進めることが重要であり、これにより新たな地方創生の活路を拓くものとする。

④スポーツ・健康まちづくり

「スポーツ・レガシー」をスポーツ・健康まちづくりにつなげるためには、スポーツを活用した経済・社会の活性化、スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防に向けた取組の推進、自然と身体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換の3つの視点が考えられる。

（中略）このように、スポーツ・健康まちづくりには多様な視点があり、様々な主体が連携して取組を進める必要があることから、首長も含めた地方公共団体職員をはじめとする幅広い関係者が連携・協働し、「地方公共団体をあげて取り組む」ことが不可欠であり、各地域における取組の更なる推進のための具体的方策について、関係省庁が一丸となって検討を進める。

まち・ひと・しごと創生基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）

<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/r03-6-18-kihonhousin2021hontai.pdf>

iv スポーツ・健康まちづくり

・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を一過性のイベントとして終わらせず、以下のような取組により、「スポーツ・レガシー」として「スポーツ・健康まちづくり」に転化させ、スポーツを活用した特色あるまちづくりを一層推進する。（以下略）

3 成果物

(1) 調査報告書 15部 (A4版)

※報告書は紙媒体のほか、電子媒体〔PDF及びMicrosoft Word形式等編集可能なファイル〕によって納品すること。

(2) パンフレット 200部 (A4版)

※パンフレットは紙媒体のほか、電子媒体〔PDF及びMicrosoft Word形式等編集可能なファイル〕によって納品すること。

(3) 広報動画コンテンツ 1式

※電子媒体〔別途スポーツ庁が指定するファイル形式〕によって納品すること。

4 提出期限・提出先

●提出期限

令和4年2月18日(金) 12時までに提出

●提出先

紙媒体：東京都千代田区霞が関3-2-2 スポーツ庁参事官(地域振興担当)

電子媒体：stiiki@mext.go.jp

5 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和4年2月18日(金)

6 委託業務内容

(1) スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の基礎的データの収集、取組の優良事例の調査、分析・考察を含めた取りまとめの実施(事業規模14,000千円程度)

事業の目的を踏まえ、モデル自治体の地域特性の整理分析や関連する計画・施策・データ等の収集、計画に基づいたアウトター(スポーツツーリズム、国際交流、プロスポーツ等を活用した地域外から誘客を図る取組)・インナー(住民の健康増進、スポーツクラブの運営、大学スポーツとの連携、スポーツ施設の整備等を通じた地域住民向けの取組)の優良事例の調査を行い、その結果を分類毎に整理するとともに分析・考察を行い、詳述した本文及びその概要を取りまとめること。

実施計画の作成にあたっては、以下①及び②の具体的な調査項目及び方法を記載するとともに、③のアウトプットイメージが分かるよう、分析・考察の方法及び取りまとめのアウトラインを記載すること。

なお、モデル自治体は、エリア、規模、活動内容、関係団体等を踏まえ、スポーツ庁と協議の上決定するが、最大30箇所程度を想定しておくこと。選定にあたっては、スポーツ庁が実施した「スポーツ・健康まちづくりに関するアンケート(参考資料。約1,200地方公共団体から回答あり)」の結果や「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2021」の応募状況も参考に協議する。

※スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2021

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1384512_00003.html

- ① モデル自治体における基礎的データの収集 ※その他予算の範囲内で、データ(取組)の内容を追加することができるのであれば、追加すること。なお、追加の提案があれば、以下記載の「7

応札者に求める要件（２）要求要件の詳細 １－１事業の実施方針、１－２事業方法の妥当性、独創性」において、その内容に応じて加点する。

・地域特性の整理分析

モデル自治体におけるスポーツ・健康まちづくりに関する基礎的データ（人口動向、土地利用、都市交通、経済・財政、スポーツ資源（チーム・施設・自然環境・イベント・ホストタウン）等）を収集すること。

・関連する計画・施策・データ等の収集

まちづくり計画（モデル自治体で策定しているまち・ひと・しごと総合戦略や都市計画・スポーツ推進計画等）、上位計画に紐づく施策体系と実施体制（関係部署の役割分担等）、文献等による補足データを収集すること。

② モデル自治体における取組の優良事例の調査 ※その他予算の範囲内で、データ（取組）の内容を追加することができるのであれば、追加すること。なお、追加の提案があれば、以下記載の「応札者に求める要件（２）要求要件の詳細 １－１事業の実施方針、１－２事業方法の妥当性、独創性」において、その内容に応じて加点する。

・アウター（スポーツツーリズム、国際交流、プロスポーツ等を活用した地域外から誘客を図る取組）・インナー（住民の健康増進、スポーツクラブの運営、大学スポーツとの連携、スポーツ施設の整備等を通じた地域住民向けの取組）の取組の優良事例のWEB及び現地調査（関係団体へのヒアリングを含む）を実施し、現状と課題を把握すること。また、可能な限り、民間企業を含む、関係団体との連携状況も可視化すること。

・これまでの取組実績とその取組みによって創出された社会的効果・経済効果を把握・整理すること。（スポーツ・健康まちづくりに関する施策効果を可視化することを目的とする）

・特定の取組に限らず、幅広くまちづくりに資する事例があれば収集・整理すること。

・モデル自治体同士の比較・分析・補完が出来るよう、同様の調査項目を予め設定すること。

・本事業の取りまとめ結果は積極的に発信していくため、既存の写真や映像を積極的に活用又は必要に応じて新規に撮影すること。

③分析・考察、取りまとめ

・①②の結果を分析・考察し、スポーツ・健康まちづくりの総論、各論を整理し、体系的に取りまとめること。

・モデル自治体同士の比較・分析・補完も行い、各論はモデル自治体の具体事例を用いて詳細に記載すること。

・今後、スポーツ・健康まちづくりが定着し、横展開が図られるよう、各地域が抱える共通の課題とスポーツによる解決を図るための方策を検討すること。

・表やグラフ等を用いて見やすく解りやすい表記を心がけ、外部データを引用する場合には、出典元の許可を得て行うこと。

・参考データとして、文献等を活用し、海外の取組や他産業の取組もコラム的に記載すること。また、スポーツ庁が実施した「スポーツ・健康まちづくりに関するアンケート（参考資料）」や「スポーツ・健康まちづくり優良自治体表彰2021」の結果も取りまとめ、参考データとして活用すること。必要な情報はスポーツ庁から提供する。

(2) パンフレットの作成（事業規模：1,000千円程度）

(1) で取りまとめた詳細報告書のデータ及び事例を抜粋する形で、今後取り組む地域の参考となるパンフレットを作成すること。

作成にあたっては、表、グラフ、写真等を用いて見やすく分かり易い表記を心がけ、外部データを引用する場合には、出典元の許可を得て行うこと。

また、調査で得られた具体事例も踏まえ、一般の方にも取組の趣旨と目的が発信できるようなスポーツ・健康まちづくりの概念図（1枚紙）を作成すること。詳細はスポーツ庁と協議の上決定する。

(3) 動画コンテンツの作成（事業規模：5,000千円程度）

スポーツ・健康まちづくりの概念やモデル自治体の具体事例を分かり易い映像で表現し、今後取り組む地域の参考となるように作成すること。作成する動画のテーマと構成の詳細については、スポーツ庁と協議の上決定するが、以下の点に予め留意すること。

- ・既存の資料、映像を積極的に活用又は必要に応じて新規に作成、撮影し、短編（1分程度）、長編（3分程度）の2本の動画コンテンツを作成すること。
- ・地方公共団体やまちづくり関係者のみならず、一般の方にも広く発信されるように創意工夫すること。なお、アニメーション等の活用も可能とする。
- ・短編は、コンセプトが分かるインスピレーション動画とし、スポーツ・健康まちづくりに対する関心の有無に関わらず、短時間でも感覚的に見入ってしまうものとする。
- ・長編は、スポーツ・健康まちづくりの趣旨・目的の説明や具体事例等を動的に表現した動画とし、スポーツ庁ホームページや本事業報告書掲載ページへの誘因が見込まれるものとする。
- ・パソコン・タブレット・スマートフォン等一般的な媒体から視聴可能なものにする。
- ・ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること。
- ・写真や映像は、著作権者の許諾や被写体の許可が得られたものを使用すること。

7 応札者に求める要件

(1) 要求要件の概要

- ①本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。

〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。〕

1-2 事業方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の調査の実施に係る提案がされていればその内容に応じて加点する。〕
- * 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。〔方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

- * 2-1-1 過去に類似の事業を実施した実績があること。〔類似事業の実績内容により加点する。〕

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。
- 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
- * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績がある、又は過去に委員会の運営をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していればその内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば望ましい。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）
- ・認定段階3
- ・プラチナえるぼし認定企業
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定
- ・新くるみん認定
- ・プラチナくるみん認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

8 検査

スポーツ庁は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、スポーツ庁、受注者双方の立会いのもとで確認して検査とする。

9 守秘義務

受注者は、本調査事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。

受注者は、本調査事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査事業以外に使用しない。

10 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

11 協議事項

この仕様書に記載されていない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。